



保育園を利用される保護者の皆様へ

10月から保育料が無償化されます

令和元年10月から、3～5歳児クラスのお子様および0～2歳児クラスの市民税非課税世帯のお子様については保育料が無償化されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。

無償化の期間は、3歳児（満3歳になった後の4月1日）から小学校入学前までの3年間です。

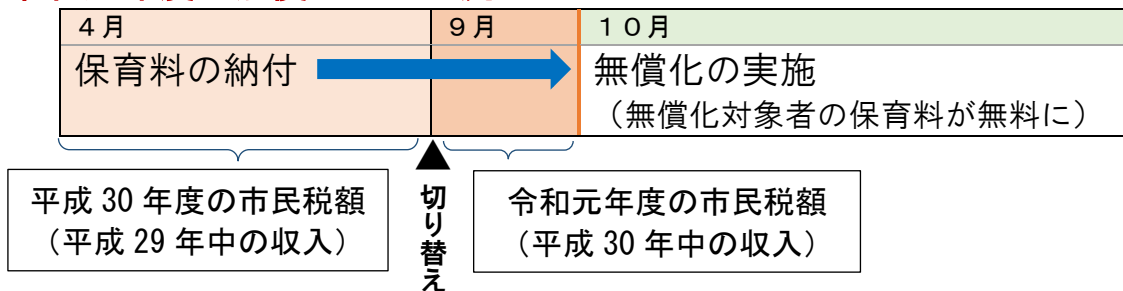
- ◆ お子様がお2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育園を利用する最年長児を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。

保育料について

保育料の算定は、毎年4月から8月までは前年度の市民税額、9月から翌年3月までは当年度の市民税額によって決まります。

そのため、9月が保育料の切り替え時期となり、市民税額に階層をまたぐ増減があった場合は、保育料が変更となります。

令和元年度の無償化までの流れ



※保育料が変更になった方だけに、市から保育料変更通知書を郵送します。

(9月上旬)

※無償化の対象になる方に、市から保育料が0円になる旨の保育料変更通知書を郵送します。(10月上旬予定)



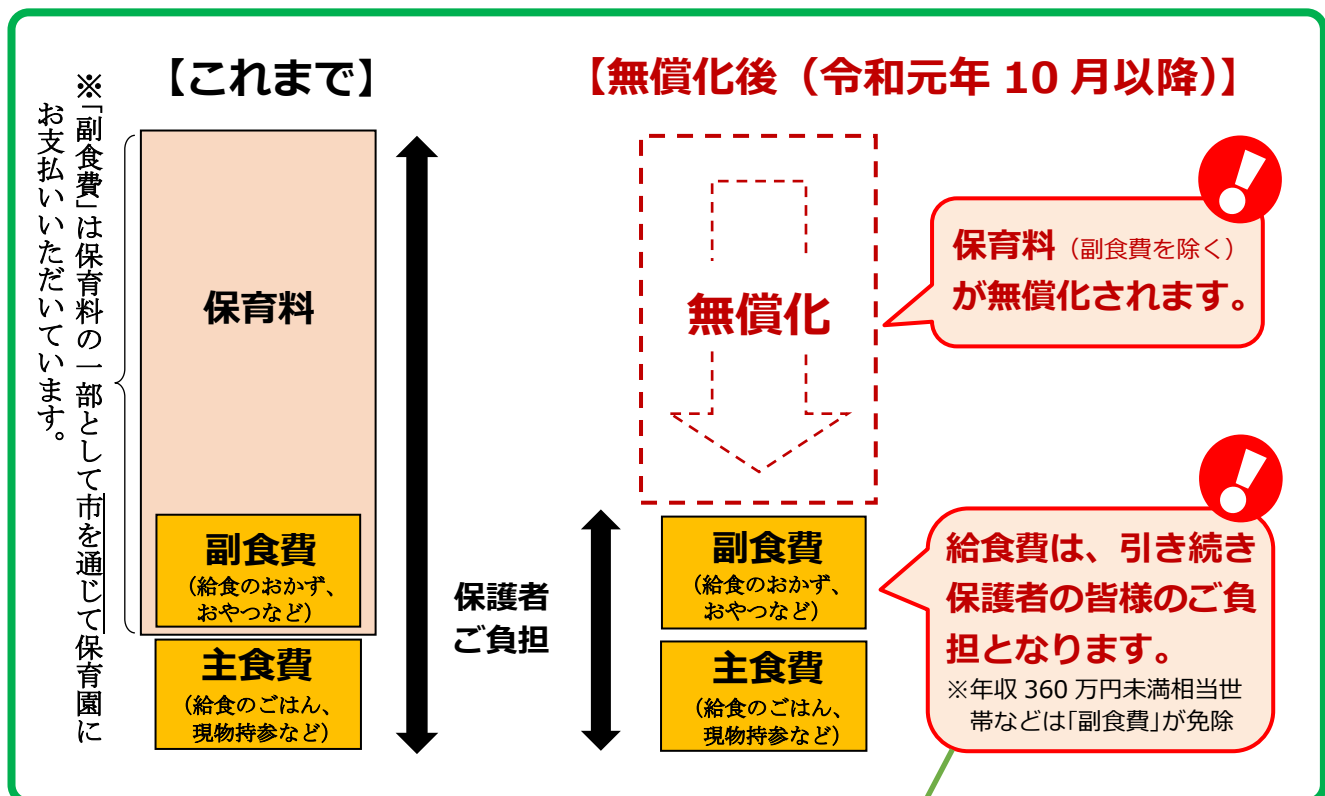
3歳児～5歳児の給食費 は引き続き自己負担です



保育園の給食の材料にかかる費用（給食費）については、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

【考え方】給食費は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、保育園等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯のお子様と、すべての世帯の第3子以降のお子様の副食費（おかず・おやつ代）は免除されます。（※次頁参照）



無償後は、**主食分と副食分の給食費をまとめて保育園にお支払いいただくこと**になります。ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

給食費の金額につきましては、ご利用の保育園にお尋ねください。

Q & A

Q. 無償化になるのに、副食費（おかず・おやつ代）を新たに保育園に支払うのですか？

A. 保育園を利用される3歳児以上のお子様の副食費は、これまで保育料に含まれていました。保育料の無償化により、（無償化の対象外となる）副食費は、主食費とあわせて保育園が徴収することになります。

つまり、副食費については、利用者の「負担方法」は変わりますが、利用者が「負担すること」自体は、これまでと変わりません。

副食費の免除対象の方



令和元年10月以降の徴収免除対象者は、次のとおりです。

- ① 年収360万円未満相当世帯のお子様 ② 第3子以降のお子様

3歳児以上（第2号認定）のお子様で、保育料の無償化後、副食費が免除となる範囲

久留米市の階層区分 (保育料基準表より)	子どもの区分		
第1階層（生活保護世帯） ～ 第6階層のうち、市民税(所得割)額 57,700円未満 ※年収360万円未満相当世帯	第1子	第2子	第3子 以降
第6階層のうち、市民税(所得割)額 <u>57,700円以上</u> 70,000円未満	第1子	第2子	第3子 以降
第6階層1（上記階層の <u>要保護世帯</u> ）	第1子	第2子	
第7階層（市民税(所得割)額 70,000円以上97,000円未満）	第1子	第2子	
第7階層1（上記階層の <u>要保護世帯</u> ） 市民税(所得割)額 77,101円未満	第1子	第2子	第3子 以降
第8階層（市民税(所得割)額 97,000円以上） ～ 第11階層（市民税(所得割)額 301,000円以上）	第1子	第2子	

※**要保護世帯**：ひとり親と認定される世帯、世帯員が障害者手帳等を所持しており、写しを提出している場合 など

なお、副食費免除対象の方には、市から副食費免除通知書を郵送します。

給食費のほかにも

無償化の対象にならない費用 があります



保育園にかかる費用のうち、次に例示するものは、幼児教育・保育の無償化の対象にはなりません。（保護者負担となります）

◆ **延長保育の利用料**

延長保育の利用料は無償化の対象とはなりません。
（保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの場合も同様です。）

◆ **通園送迎費**

通園の送迎バス代などです。
※ 久留米市が行っている「送迎保育ステーション事業」のバス代は無料です。

◆ **日用品費**

（例）教材費、制服代などです。

◆ **行事への参加に要する費用**

（例）各種行事への参加負担金、入場料などです。

◆ **保護者会費**

このほかにも無償化の対象にならない費用がある場合があります。
詳しくは、ご利用の保育園にお尋ねください。

また、保育園を利用している方は、次に挙げる費用についても、無償化の対象にはなりませんのでご注意ください。（保護者負担となります）

- ・ **「病児保育事業」の利用料**
- ・ **「一時預かり事業」の利用料**
- ・ **「ファミリー・サポート・センター事業」の利用料**
- ・ その他 **「認可外保育施設（届出保育施設）」の利用料**

※上の事業等の利用料が無償化の対象になるのは、保育の必要性がある方で、**保育園等を利用していない方に限られています。**

【お問合せ】

久留米市 子ども未来部 子ども保育課

電話 0942-30-9025・9754 FAX 0942-30-9718

e-mail kodomo@city.kurume.fukuoka.jp

